

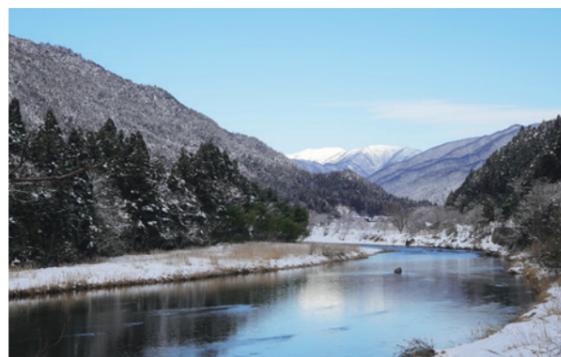
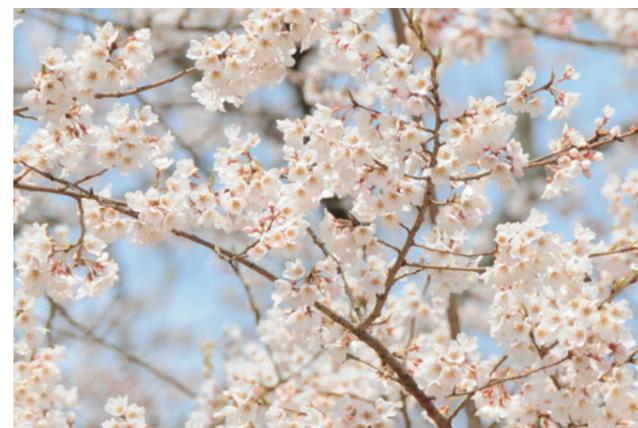
# 令和6年度 本巣市年間行事予定表

	主な行事予定	啓発活動予定
4月	小・中・義務教育学校入学式・進級式・前期始業式(8日) 幼児園入園式・進級式・1学期始業式(9日) 能郷の能・狂言(13日) 船来山古墳群こども学芸員認定式・ふるさと学習ロマンプロジェクト開講式(27日)	春の全国交通安全運動(6日～15日) こどもの読書週間(23日～5月12日)
5月	船来山古墳群赤彩古墳の館春の特別開館・歴史体験教室(3日～5日) 岐阜県消防操法大会出場隊選考会(19日)	こどもまんなか児童福祉週間(5日～11日) 民生委員児童委員の日(12日) 民生委員児童委員活動強化週間(12日～18日)
6月	糸貫クリーンデー(2日) 本巣市水防演習(2日) 本巣市青少年育成市民会議総会・少年の主張大会(16日) MOTOSU-FREE10(29日)	土砂災害防止月間 男女共同参画週間(23日～29日)
7月	本巣市消防団特別訓練(7日) 交通安全大会(11日) 幼児園1学期終業式(19日) 小・中・義務教育学校夏季休業日(7月20日～8月27日)	河川愛護月間 青少年の非行・被害防止全国強調月間 夏の交通安全県民運動(11日～20日)
8月	長屋神社の祭礼行事(2日) 大須の盆踊り(16日) 真正地域クリーン活動・根尾地域クリーン作戦(4日) 本巣市総合防災訓練(25日) 根尾川花火大会(10日) 本巣市あいさつの日(28日)	
9月	幼児園2学期始業式(2日) 門脇の雨乞い踊り(15日)	秋の全国交通安全運動(21日～30日)
10月	もとす遊RUN2024(5日) 本巣市あいさつの日(15日) 市民運動会 本巣地域・真正地域(6日) 外山ウォーク(19日) 糸貫地域 席田地域ふれあいスポーツフェスタ(6日) 糸貫地域 土貴野地域ふれあいスポーツフェスタ(20日) 糸貫クリーンデー(6日) 本巣市伝統文化の軌跡～未来への飛翔～(国文祭)(20日) 小・中・義務教育学校前期終業式(9日) 岐阜県消防操法大会(27日) 糸貫地域 一色地域ふれあいスポーツフェスタ(13日) 本巣市戦没者追悼式(31日) 小・中・義務教育学校後期始業式(15日)	土地月間 読書週間(27日～11月9日)
11月	根尾ふるさとの集い・文化祭(2日) 文化祭 本巣地域・糸貫地域・真正地域(国文祭)(2日、3日) 岐阜県文楽・能大会もとす2024(国文祭)(3日) ギター・マンドリンフェスティバル2024 in MOTOSU(国文祭)(10日) 船来山古墳群赤彩古墳の館秋の特別開館・歴史体験教室(16日、17日) 知・創・伝 文化芸術フェスティバル(国文祭)(17日) 本巣市駅伝競走大会(23日) 鼓和-CORE-ドラムパフォーマンスLIVE in 本巣(国文祭)(24日)	岐阜県男女共同参画推進強調月間 秋のこどもまんなか月間 オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン 文化財保護強調週間(1日～7日) 秋の全国火災予防運動(9日～15日) 家族の週間(10日～23日) 税を考える週間(11日～17日) 女性に対する暴力をなくす運動(12日～25日) 家族の日(17日)
12月	船来山古墳群ふるさと学習ロマンプロジェクト古墳養生・保護活動(14日) 算数・数学甲子園(21日) 幼児園2学期終業式(26日) 年末夜警巡視(26日～30日) 小・中・義務教育学校冬季休業日(12月27日～1月7日)	障害者週間(3日～9日) 人権週間(4日～10日) 年末の交通安全県民運動(11日～20日)
1月	幼児園3学期始業式(8日) 本巣市20歳を祝う会(12日) 本巣市消防出初式(12日) 徳山の元服式(13日)	「家庭の日」普及実践強調月間 文化財防火デー(26日)
2月	樽見の十一日祭(8日) 本巣市美術展(22日～23日) 八幡神社の粥づけ占い(12日) 住民税の申告・所得税の確定申告(2月中旬～3月中旬)	
3月	中・義務教育学校卒業式(7日) 小学校卒業式(25日) 真桑人形浄瑠璃(15日～16日) 小・中・義務教育学校修了式(26日) 北野神社大祭神事(16日) 幼児園修了式(26日) 春日神社の米かし祭(19日～20日) 本巣市消防団入退団式(30日) 幼児園修了証書授与式(22日) 根尾谷淡墨桜浪漫ウォーク(中旬)	春の全国火災予防運動(1日～7日)

※情報は、令和6年3月現在のものです。その後、変更が生じる場合があります。

## 2024保存版

# 本巣市 くらしの ガイドブック



Motosu city  
Life guide book  
2024

新庁舎  
市のプロフィール 2

各種届出 4

マイナンバー 8

家庭ごみの  
分け方と出し方 9

母子保健事業など 18

予防接種  
成人健診など 21

障がい者  
福祉サービス 24

家庭・地域の  
防災対策 26



市では、令和6年7月の新庁舎開庁に向けて現在準備を進めています。新庁舎開庁に伴う主な変更点は、以下のとおりとなります。詳細は、広報もとすで今後お知らせしていく予定ですので、ご不便をおかけしますが、何卒ご協力をお願いいたします。



新庁舎

市のプロフィール

## ① 本庁舎、糸貫分庁舎、真正分庁舎を統合します

新庁舎の住所：本巢市早野255番地

※根尾分庁舎については、そのまま残りますが、本庁舎、糸貫分庁舎、真正分庁舎は7月に閉庁します。

※各保健センターは、7月に真正保健センターに統合されます。



## ② 組織と業務を見直します

4月と7月の2回に分けて市の組織を変更します。4月の変更については、広報もとす4月号に掲載し、7月の変更については、広報もとす7月号に掲載します。

## ③ 電話番号が変わります

7月以降、各課の電話番号が変更となります。くらしのガイドブックに掲載している問い合わせ先も変更となりますので、ご注意ください。新しい電話番号は、②と同様、広報もとす7月号に掲載します。

## 市章

外側の円はもとの「も」を図案化し、4つの小さな円は合併前の旧本巢町、旧真正町、旧糸貫町、旧根尾村を意味し、全体図は、4つの旧町村の人・土地・文化・歴史を優しく包み込み「未来に羽ばたく姿」を表しています。また、緑色を使うことで「いつまでも鮮やかな新緑のように、いきいきと活力みなぎる市」も表現しています。



## マスコットキャラクター もとまる

誕生日：3月9日 桜咲くまち&笑顔咲くまち、  
そして市民のみなさんへの感謝の気持ち(サンキュー)にちなんで  
性別：男の子  
性格：元気で目立ちたがり屋さん  
とくいわざ：みんなをハッピーにしちゃう「もとまるスマイル★」、  
みんなメロメロ「ホタルフラッシュ♥」  
出没するところ：笑顔があつまるどころ  
好きなもの：本巢の美味しい食べもの、おさんぽ  
サクラヘア：淡墨桜のエキスたっぷり、触れると長生きできるかも！  
おでこのパーシモン(柿)：栄養たっぷり、集中力アップ！  
触れると頭がすっごく良くなるかも  
はっぴのホタル：ホタルに触れると縁結びのご利益があるかも！  
はっぴに触るとHappyに



## ブランドコンセプト 「暮らしを自給し、暮らすよろこびが持続するまち」

本巢市が考える理想のまちづくりや暮らしを具現化するための「自給」と「持続」。「自給」とは、遠くの誰かに頼らずとも、ここにいるみんなの力を持ち寄って課題を解決していく力のこと。みんなが主体的にまちに関わることで、暮らすよろこびが生まれ、そのよろこびを「持続」させていきたいという想いを込めています。

## ブランドロゴ

暮らすよろこびがぞくぞく生まれ、続いていくというキャッチコピーを、自給に必要なさまざまな道具が囲んでいます。自分たちでつくりだし、よろこびを生む道具たちがぞくぞくと現れる様子を表しています。



# 各種届出

各種届出において、下記以外の書類が必要な場合がありますので、事前にお問い合わせください。  
庁舎統合に伴い、令和6年7月以降、問い合わせ先が変わりますので広報もとす7月号をご覧ください。

▶お問い合わせ…市民課☎058-323-7750

## 戸籍届出・住民登録

★届出はお早めに!

市では、住民登録の届出をもとにして住民基本台帳を作ります。この台帳は、選挙人名簿、学齢簿の作成や国民健康保険、国民年金の資格など、行政サービスの基礎資料となりますので、届出は速やかにお願いします。

こんなとき	届出種類	届出期間	必要なもの
子どもが生まれたとき	出生届	生まれた日を含めて14日以内	①出生届書(出生証明書) ②母子健康手帳 ③健康保険証
結婚するとき	婚姻届		①婚姻届書1通(成年者の証人2人の署名があるもの) ②本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど) ③国民健康保険証(加入者) ④マイナンバーカード、住民基本台帳カード(氏が変わる人) ※住所を変更する方は、住民異動届(転入届・転居届・転出届など)が必要です。
亡くなったとき	死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	①死亡届書(死亡診断書) ②届出人の印鑑(同居の親族などの印鑑)
市外から引っ越してきたとき	転入届	転入した日から14日以内	①転出証明書(前住所地の市区町村が発行したもの)または住民基本台帳カード(住基カードを利用して転出した人)またはマイナンバーカード(マイナンバーカードを利用して転出した人) ②届出人(本人または同一世帯の人)の印鑑 ③届出人の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・保険証など) ④介護保険受給資格証明書(介護認定者のみ) ⑤マイナンバーカード、住民基本台帳カード
市外へ引っ越すとき	転出届	転出する前にあらかじめ届出る	①届出人(本人または同一世帯の人)の印鑑 ②届出人の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・保険証など) ③印鑑登録証(登録者) ④国民健康保険証(加入者) ⑤後期高齢者医療保険証(加入者) ⑥各種医療受給者証(受給者) ⑦介護保険証(加入者) ⑧戸別受信機(世帯全員が転出する場合)
市内で引っ越したとき	転居届	転居した日から14日以内	①届出人(本人または同一世帯の人)の印鑑 ②届出人の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・保険証など) ③国民健康保険証(加入者) ④後期高齢者医療保険証(加入者) ⑤各種医療受給者証(受給者) ⑥介護保険証(加入者) ⑦戸別受信機(世帯全員が転居する場合) ⑧マイナンバーカード、住民基本台帳カード

## 印鑑登録・証明

### ◆印鑑登録をしたいとき

登録する印鑑は1人1個に限ります。1個の印鑑を2人以上で登録できません。

### ■本人が登録申請する場合に必要なもの

登録する印鑑(印影が鮮明で、外枠が欠けていないもの)、官公署発行の顔写真付身分証明書(運転免許証・パスポート・マイナンバーカード・住民基本台帳カードなどで有効期間内のもの)  
※身分証明書をお持ちでない人は、文書照会(★印参照)または保証人による本人確認をして登録します。

### ■代理人が登録申請する場合に必要なもの

委任通知書、登録する印鑑  
※代理人による登録申請があった場合は、文書照会(★印参照)による本人確認をして登録します。(即日登録できません)

### ★文書照会による本人確認

登録申請後、照会書(兼回答書)を本人の市内住所に郵送します。

### ◆印鑑登録証明書を取りたいとき

#### ■必要なもの

印鑑登録証、申請者の本人確認書類

## 旅券(パスポート)申請・交付

### ◆取扱窓口 市民課市民係

◆申請できる人 日本国籍を有し、原則として本巣市に住民登録があり、申請と受け取りを市民課市民係に来庁できる人です。

なお、旅券センターと交付までの日数が異なります。また、緊急発給・一般旅券発給申請書の刑罰関係欄に該当する場合は、本巣市での申請はできません。

※受け取りは必ず本人が来庁してください。受け取り時に手数料を収入印紙(取り扱いは郵便局)と県収入証紙(取り扱いは銀行など)により納めてください。

※申請手続きには時間がかかります。

※一定の条件を満たす場合に、居所申請できる場合があります。

詳しくは、市民課市民係へお問い合わせください。

### ◆受け取りまでの日数

申請場所	交付場所	新規・切替 (紛失の届出を伴う場合を含む)
本巣市	本巣市	8日目～
旅券センター	旅券センター	5日目～

※申請の日から土曜・日曜・祝日および年末年始を除いた日数となります。

## 国民健康保険

★届出は14日以内に!

国民健康保険への加入(被保険者になる)や脱退には届出が必要です。届出をしていないと、保険税をさかのぼって納めなければならないことや、国民健康保険が負担した医療費を返さなければならないことがあります。

こんなとき	必要なもの
入るとき	本巣市に転入したとき 他の健康保険をやめたとき 生活保護を受けなくなったとき 子どもが生まれたとき
やめるとき	他の市区町村へ転出するとき 他の健康保険に加入したとき 生活保護を受けることになったとき 亡くなったとき
その他	住所、世帯主、氏名などが変わったとき 保険証をなくしたとき、汚れて使えなくなったとき 修学のため、子どもが他の市区町村に下宿するとき
	転出証明書 健康保険等資格喪失証明書 保護廃止決定通知書 保険証、世帯主の振込口座の分かるもの 保険証 国民健康保険と加入した健康保険の保険証 保険証、保護開始決定通知書 保険証、葬祭執行者の振込口座が分かるもの、会葬礼状など葬祭執行者を確認できる書類 保険証 使えなくなった保険証 保険証、在学証明書

※窓口に来る人の身分証明書(運転免許証など)・世帯主および国保の資格を異動する人のマイナンバーカードまたは通知カードをご用意ください。  
※限度額適用認定証などをお持ちの場合はご持参ください。  
※世帯主変更、住所変更などの場合は、該当する世帯全員の保険証が必要です。

## 後期高齢者医療

こんなとき	必要なもの
一定の障がいがある65歳以上の人で、被保険者としての認定を受けようとするとき	障害者手帳、障害年金証書、その他障がいの状態が明らかにできる書類、保険証(国保など)
県外に転出するとき	保険証
県外から本巣市に転入したとき	負担区分等証明書
県内で住所が変わったとき	保険証
生活保護を受けることになったとき	保険証、保護開始決定通知書
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
亡くなったとき	保険証、葬祭執行者の振込口座が分かるもの、会葬礼状等葬祭執行者を確認できる書類
住所・氏名が変わったとき	保険証
保険証をなくしたとき、汚れて使えなくなったとき	使えなくなった保険証

※窓口に来る人の身分証明書(運転免許証など)・後期高齢者の人のマイナンバーカードまたは通知カードをご用意ください。

## 福祉医療費の助成

保険診療の自己負担額を助成します。下記に該当する場合は受給者証交付申請をしてください。なお、②～④は所得制限により、助成の対象とならない場合があります。

助成対象者	対象の範囲	申請するとき	必要なもの
①乳幼児等	・18歳(到達後最初の3月31日を迎える)までの児童	出生、転入、②～④の助成対象者でなくなったとき	健康保険証(児童)
②重度心身障がい者	・身体障害者手帳1～3級所持者 ・療育手帳A1、A2、B1所持者 ・精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者 ・身体障害者手帳4級で戦傷病者手帳(特別項症～第4項症)所持者	該当手帳交付のとき、転入したとき	該当手帳、健康保険証(手帳所持者)、所得課税証明書(転入などの場合)
③母子家庭等	・18歳(到達後最初の3月31日を迎える)までの児童を扶養している配偶者のない母と児童 ・父母のいない18歳(到達後最初の3月31日を迎える)までの児童	母子家庭等となったとき、②の助成対象者でなくなったとき	健康保険証(母と児童)、母子家庭等確認書類、所得課税証明書(転入などの場合)
④父子家庭	・18歳(到達後最初の3月31日を迎える)までの児童を扶養している配偶者のない父と児童	父子家庭となったとき、②の助成対象者でなくなったとき	健康保険証(父と児童)、父子家庭確認書類、所得課税証明書(転入などの場合)

※①は6歳到達後最初の年度末、②～④は毎年更新の申請が必要です。  
※マイナンバーカードまたは通知カードが必要です。  
※窓口に来る人の身分証明書(運転免許証など)をご用意ください。

●県内医療機関などで受診するときは、健康保険証と一緒に福祉医療費受給者証を提示してください。県外医療機関などで受診するときは、いったん自己負担を支払い、後日、市役所で償還の申請をしてください。

# 各種届出

各種届出において、下記以外の書類が必要な場合がありますので、事前にお問い合わせください。  
庁舎統合に伴い、令和6年7月以降、問い合わせ先が変わりますので広報もとす7月号をご覧ください。

## 税に関する届出

### ◎不幸があったとき

▶問い合わせ…税務課☎0581-34-5022

税の種類	届・手続きなどの名称	提出・届出先
市県民税	相続人代表者指定届	税務課、真正・糸貫支所地域調整課、総務産業課
固定資産税	登記所有者の変更手続き	岐阜地方法務局 岐阜市金竜町5丁目13番地 ☎058-245-3181 (代行業者へ依頼することも可能)
	相続人代表者(兼現所有者)指定届	税務課、真正・糸貫支所地域調整課、総務産業課
	未登記家屋の所有者(納税義務者)変更届	税務課、真正・糸貫支所地域調整課、総務産業課
軽自動車税(種別割) (代行業者へ依頼することも可能)	相続人代表者指定届	税務課、真正・糸貫支所地域調整課、総務産業課
	原付・小型特殊自動車(農耕作業用を含む)・ミニカーの廃車・所有者変更	税務課、真正・糸貫支所地域調整課、総務産業課
	125ccを超える二輪車の廃車・所有者変更	管轄する運輸(支)局(※)
	三・四輪の軽自動車の廃車・所有者変更	管轄する軽自動車検査協会事務所(※)

### ◎市外へ引っ越すとき

税の種類	届・手続きなどの名称	提出・届出先
軽自動車税(種別割) (代行業者へ依頼することも可能)	原付・小型特殊自動車(農耕作業用を含む)・ミニカーの廃車・住所地変更	税務課、真正・糸貫支所地域調整課、総務産業課 (転出先の市(区)町村で手続きができることもあります)
	125ccを超える二輪車の廃車・住所地変更	管轄する運輸(支)局(※)
	三・四輪の軽自動車の廃車・住所地変更	管轄する軽自動車検査協会事務所(※)

※軽自動車に関する県内の手続き機関は  
 (二輪) 中部運輸局 岐阜運輸支局 岐阜市日置江2648番地1 ☎050-5540-2053  
 (三・四輪) 軽自動車検査協会 岐阜事務所 羽島市福寿町千代田3丁目83番 ☎050-3816-1775  
 その他 口座振替の廃止、変更の手続きは金融機関で行ってください。

## 上・下水道に関する届出

▶問い合わせ…上下水道課☎058-323-7760

住所変更時など、上・下水道の使用について変更がある場合は届出が必要です。

対象者	必要なもの	必要な手続き	提出・届出先
上・下水道を使用(所有)する(していた)人	本人確認書類 (マイナンバーカード、 運転免許証など)	使用者(所有者)変更・休止・廃止 上・下水道料金の精算	上下水道課 本単・真正支所地域調整課 総務産業課

## 令和6年度 税などの納期限

納期限	市県民税 (普通徴収)	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税(普通徴収) 後期高齢者医療保険料(普通徴収)	上水道・下水道 料金
令和6年 4月30日(火)		全期・第1期			
5月31日(金)			全期		3、4月分
7月1日(月)	全期・第1期				
7月31日(水)		第2期		第1期	5、6月分
9月2日(月)	第2期			第2期	
9月30日(月)				第3期	7、8月分
10月31日(木)	第3期			第4期	
12月2日(月)				第5期	9、10月分
12月25日(水)		第3期		第6期	
令和7年 1月31日(金)	第4期			第7期	11、12月分
2月28日(金)		第4期		第8期	
3月25日(火)					1、2月分
3月31日(月)				第9期	

※納付書の紛失や納付する順番に誤りのないようご注意ください。

## 児童福祉に関する届出

▶問い合わせ…A福祉敬愛課☎058-323-7752

B幼児教育課☎058-323-7753

### ◎お子さんが生まれたとき

	必要な手続き	必要なもの	備考
A 児童手当	認定請求 または額改定請求	請求者と配偶者の保険証・請求者の預貯金通帳・ 請求者と配偶者のマイナンバーカード ※請求者は、児童を養育する生計の中心者です。	出生日翌日から15日以内 ※15日経過後も請求できますが、支給開始は請求日の翌月からとなります。

### ◎本業市に転入したとき

	必要な手続き	必要なもの	備考
A 児童手当	認定請求	請求者と配偶者の保険証・請求者の預貯金通帳 請求者、配偶者と18歳以下の児童のマイナンバー カード ※請求者は、児童を養育する生計の中心者です。	前住所地転出予定日翌日から15日以内 ※15日経過後も請求できますが、支給開始は請求日の翌月からとなります。
	児童扶養手当	住所変更	転入者全員のマイナンバーカード 前住所地で受給資格者であった場合
B 幼児園	保育園 入園申込み	施設型給付費等教育・保育給付認定申請書・入 園申込書・所得課税証明書や納税通知書などの 写し・就労証明書または申立書世帯全員分のマ イナンバーカード	入園は各月の初日からとなります。入園 希望月の前月1日から15日までに入園申 込書類をご提出ください。 ※15日が閉庁日の場合は、その前の閉庁日 まで
	幼稚園 入園申込み	施設型給付費等教育・保育給付認定申請書・入 園申込書・世帯全員分のマイナンバーカード	
留守家庭教室利用	利用申込み	就労証明書または申立書	利用開始希望日の前月1日から希望日2週間 前までに利用申込書類をご提出ください。

### ◎市内で転居したとき

	必要な手続き	必要なもの	備考
A 児童手当	住所変更		受給者と児童が別居となる場合は、お問 い合わせください。
	児童扶養手当	住所変更	児童扶養手当証書
B 幼児園	転園届出		幼稚園児で通園区域が変わる場合
	留守家庭教室	状況変更届出	転居後も同じ留守家庭教室を利用する場合

### ◎市外へ転出するとき

	必要な手続き	必要なもの	備考
A 児童手当	受給事由消滅		受給者と児童が別居となる場合は、お問 い合わせください。
	児童扶養手当	住所変更	児童扶養手当証書
B 幼児園	退園届出		
	留守家庭教室	利用辞退届出	留守家庭教室へご提出ください。

## 令和6年度 利用料などの納期限

	保育園・預かり保育利用料	放課後児童施設利用料	学校給食費		保育園・預かり保育利用料	放課後児童施設利用料	学校給食費
4月分	令和6年 5月10日(金)	令和6年 4月30日(火)		10月分	11月11日(月)	10月31日(木)	
5月分	6月10日(月)	5月31日(金)		11月分	12月10日(火)	12月2日(月)	
6月分	7月10日(水)	7月1日(月)		12月分	令和7年 1月10日(金)	12月25日(水)	令和7年 1月6日(月)
7月分	8月13日(火)	7月31日(水)		1月分	2月10日(月)	1月31日(金)	
8月分	9月10日(火)	9月2日(月)		2月分	3月10日(月)	2月28日(金)	
9月分	10月10日(木)	9月30日(月)		3月分		3月31日(月)	

▶学校給食費については、学校給食センター☎058-324-2342へお問い合わせください。

# マイナンバー

庁舎統合に伴い、令和6年7月以降、問い合わせ先が変わりますので広報もとす7月号をご覧ください。



## マイナンバーが必要となる主な手続きについて

市の一部の事務で申請書などにマイナンバーの記入をお願いしています。各種手続きを行う際は、マイナンバーカードまたは通知カードをご持参ください。

分野	手続き名	担当課	電話番号
税	○新築住宅に対する固定資産税の減額申告	税務課	☎0581-34-5022
	○固定資産税の減免申請		
	○軽自動車税の減免申請		
	○市民税・県民税申告書兼国民健康保険税申告書		
	○給与支払報告書(総括表・個人別明細書)		
福祉	○国民健康保険	市民課	☎058-323-7750
	○後期高齢者医療保険		
	○国民年金	福祉敬愛課	
	○特別障害者手当		
	○特別児童扶養手当		
	○身体障害者手帳交付		
	○自立支援医療費(更生・育成・精神通院)		
保健	○妊娠の届出	健康増進課	☎0581-34-5028
	○低体重児の届出	幼児教育課	☎058-323-7753
子ども	○保育所等の利用等にかかる教育・保育給付認定	福祉敬愛課	☎058-323-7752
	○児童手当		
	○高等職業訓練促進給付金		
	○母子父子寡婦福祉資金貸付		
	○助産施設入所		
公営住宅	○入居申込み	都市計画課	☎058-323-7758

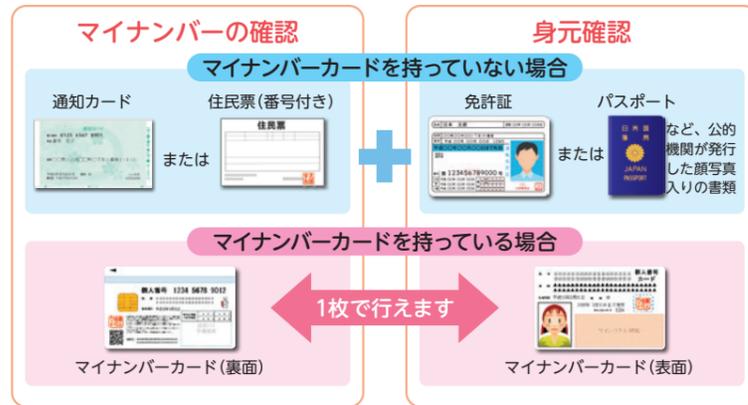
マイナンバーカードに関することは、市民課までお問い合わせください。 ■ お問い合わせ 市民課 ☎058-323-7750

### ◎マイナンバー記入時に本人確認します

各種手続きでマイナンバーを記入するときは、本人確認(マイナンバーと身元の確認)をします。必要書類は右記のとおりです。

### ◎コンビニ交付手数料が減額されます

マイナンバーカードを利用してコンビニで証明書を発行すると、手数料が100円減額されます。なお、当サービスの利用には、利用者証明用電子証明書の搭載と4桁の暗証番号の入力が必要です。



# 家庭ごみの分け方と出し方(ごみ分別促進アプリ)

庁舎統合に伴い、令和6年7月以降、問い合わせ先が変わりますので広報もとす7月号をご覧ください。 ▶ お問い合わせ…生活環境課 ☎058-323-7751

## ごみ分別促進アプリ

ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」が利用できるようになりました。

「さんあ〜る」はごみの分別方法を手軽に検索したり、ごみの収集日をお知らせする機能が無料でご利用いただけるアプリです。

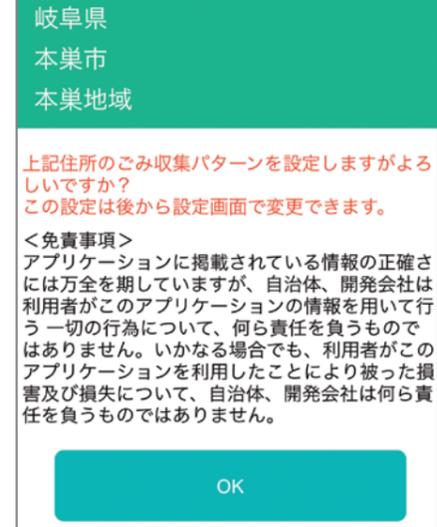


### 【利用内容】

- ・分別検索
- ・ごみ分別ガイド
- ・収集日カレンダー
- ・通知機能



### 初期(地区)設定



### アプリ画像イメージ



### 【アプリのダウンロード方法】

ご利用方法(利用料無料、通信料利用者負担)  
App storeまたはGoogle playから「さんあ〜る」を検索し、ダウンロードしてください。  
右記の二次元バーコードからもダウンロードできます。



iPhoneなどのiOS端末



Android端末

## 消費者相談室だより

### マイナンバー制度に便乗した詐欺に注意!

#### 事例

「マイナンバー制度に関して、個人情報調査中である」と言って、女性が来訪し、資産や保険の契約状況などを聞かれたケースや、男性から「マイナンバーカードが順次届いており、みんな手続きをしているが、あなたは手続きしましたか」との電話があり、「まだしていない」と答えると「早く手続きしないと刑事問題になるかもしれない」と不審な内容であった。

### 消費者へのアドバイス

※マイナンバーの通知や利用手続きなどで、国や自治体の職員が家族構成、資産や年金・保険の状況などを聞くことはありません。  
※不審な電話は切り、来訪の申し出があっても断ってください。万が一金銭を要求されても決して支払わないようにしましょう。  
※少しでも不安を感じたら、すぐに自治体の消費者生活センターなどにご相談ください。なお、マイナンバー制度の問い合わせは、内閣府のマイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)で受け付けています。

■ お問い合わせ 岐阜県県民生活相談センター ☎058-277-1003

LINE  
こちらから

メール(スマホ)  
こちらから

メール(ガラケー)  
こちらから

## もとメール

見てる? ぐらしの情報を おもとメやすく!

ご登録をお願いします



# 家庭ごみの分け方と出し方(ゴミを出すときのルール)

庁舎統合に伴い、令和6年7月以降、問い合わせ先が変わりますので広報もとす7月号をご覧ください。

▶問い合わせ…生活環境課☎058-323-7751

## ゴミを出すときのルール

1. ごみの分別にご協力ください
2. 決められた曜日・時間に出してください(収集時当日の朝8時まで)
3. 決められた場所に出してください
4. 指定のごみ袋を利用してください
5. 美化のために排出マナーを守ってください

## 家庭ごみの分け方

家庭ごみの分け方と出し方は、P14~15に記載があります。

### 可燃ごみ

主な例：生ごみ、紙くず・紙おむつ等  
 留意事項：市指定のごみ袋に入れて、口をしっかりと結び、  
 地域のごみステーションに出してください。

可燃ごみ袋1セットにつき

大(45L)：1セット20枚入り	1,000円
中(30L)：1セット20枚入り	800円
小(20L)：1セット20枚入り	600円



### 資源ごみ

#### あきびん

主な例：ジュース・お酒などのびん、調味料などのガラスびん等  
 留意事項：ふたを取り、中をよくゆすいでください。  
 無色透明、茶色、その他の色に分けて、色別にコンテナに入れてください。  
 金属製のキャップは金物類、プラスチック製のキャップはプラスチック製容器包装に出してください。  
 割れたガラス、化粧びんは粗大ごみで出してください。  
 農薬、劇物、毒物のびんは出さないでください。購入先へご相談してください。



#### 金物類

主な例：空き缶、缶詰・一斗缶・スプレー缶などの缶、フライパン・鍋などの金属製のもの  
 留意事項：刃物類は、紙等で包み品名を記入して出してください。  
 缶類は中をよくゆすいでください。  
 スプレー缶は使い切ってから穴を開けて出してください。  
 タバコの吸い殻などは入れないでください。

#### ペットボトル

主な例：飲料用・酒類用・しょうゆ等のペットボトル  
 留意事項：ペットボトルマークがついたものが対象になります。  
 キャップとラベルをはずし、中をよくゆすいでから出してください。  
 金属製のキャップは金物類、プラスチック製のキャップとラベルはプラスチック製容器包装に出してください。



PET  
ペットボトルマーク

#### プラスチック製容器包装

主な例：プラスチック容器類、発泡スチロール(緩衝材)、カップ類、ボトル類、ポリ袋類、色トレイ等  
 留意事項：プラスチック製容器包装マークがついたものが対象になります。  
 カップ類・ボトル類等はきれいに洗って出してください。  
 汚れているものは、資源ごみとしてリサイクルできません。  
 汚れが落ちないものは可燃ごみとして出してください。  
 大きい発泡スチロールはストックヤードに出してください。

#### 白トレイ

主な例：白トレイ(色が付いていないもの)  
 留意事項：プラスチック製容器包装マークがついたものが対象になります。  
 白トレイはきれいに洗って出してください。  
 色の付いたトレイはプラスチック製容器包装に出してください。  
 納豆のトレイなど、臭いや汚れが落ちにくいものは、可燃ごみで出してください。  
 発泡スチロールはプラスチック製容器包装に出してください。



プラマーク

#### 紙製容器包装

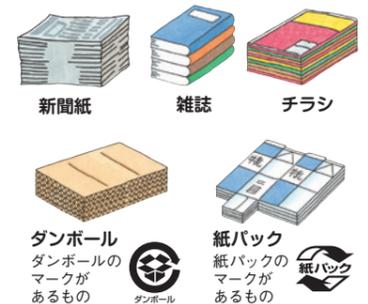
主な例：紙製の容器、紙袋、飲料用の容器(アルミ箔が貼られているもの)・包装紙等  
 留意事項：紙製容器包装マークがついたものが対象になります。  
 アルミを用いた飲料用の容器は中をきれいに洗って出してください。  
 折りたたんで出してください。



紙マーク

#### 古紙類・飲料用紙パック

主な例：新聞紙、雑誌、チラシ、ダンボール、紙パック  
 留意事項：ダンボールはダンボールマークがついたものが対象になります。  
 紙パックは紙パックマークがついたものが対象になります。  
 紙パックは中を洗って出してください。  
 封筒・便箋・ハガキ・コピー用紙・カレンダー(金具類は外して)・パンフレット・トイレットペーパーの芯などは雑紙になり、雑誌と一緒にしてください。  
 カーボン紙・写真・感熱紙などは可燃ごみで出してください。



#### 有害ごみ

主な例：電池(乾電池、リチウム、ニッケル)、充電式小型バッテリー、蛍光灯・電球  
 留意事項：火災の原因となるので、電池を可燃ごみに混ぜて出さないでください。



家庭ごみの分け方と出し方(ゴミを出すときのルール)

家庭ごみの分け方と出し方(ゴミを出すときのルール)

# 家庭ごみの分け方と出し方(ゴミを出すときのルール)

庁舎統合に伴い、令和6年7月以降、問い合わせ先が変わりますので広報とす7月号をご覧ください。

▶問い合わせ…生活環境課☎058-323-7751

## 粗大ごみ

### ●可燃物

主な例：木製用品、プラスチック製品、布・衣類

粗大ごみ袋1枚につき

可燃用 400円(1セット5枚入り2,000円)

### ●不燃物

主な例：家電4品目・パソコン以外の小型家電製品

粗大ごみ袋1枚につき

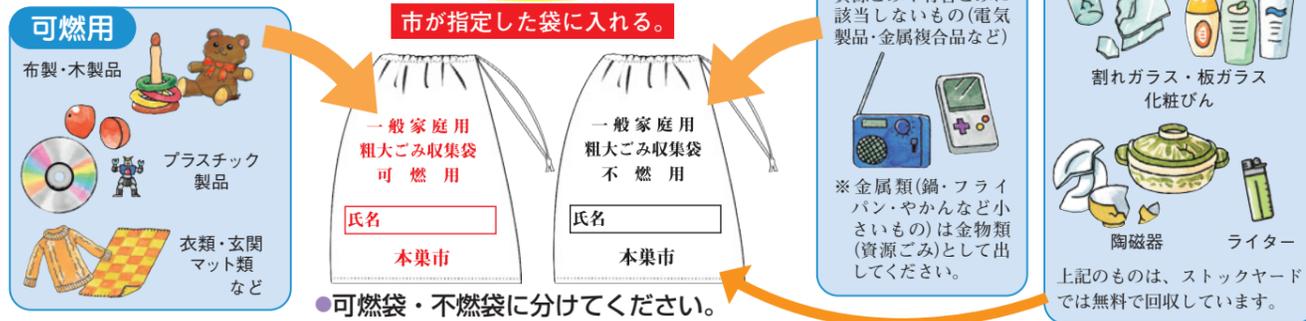
不燃用 400円(1セット5枚入り2,000円)



市が指定した袋(1枚 400円)またはシール(1枚 400円)を貼って持ち込んでください。

## 粗大ごみ

### 袋で出す場合



### ●粗大ごみ(袋に入らない場合)

【一人で持てるものは市指定のシールを1枚貼る】

主な例：ふとん・座布団、自転車、ヒーター・扇風機等

留意事項：同じ品目は、ひもでしばって出すことができる物もあります。

【一人で持てないものは市指定のシールを2枚貼る】

主な例：ソファ、タンス、ベッド、机等

※市で収集しないものは出さないください。(収集しないごみはP14~15に記載があります。)

※市の指定袋以外の袋やダンボール箱などに粗大ごみシールを貼って出すことはできません。



## ●ストックヤード

・指定日の持ち込み時間は午前9：00～12：00(正午)になります。

※糸貴地域は指定日に従来どおりステーション回収を行います。

・ストックヤードに持ち込み可能なものは下記のとおりです。

<b>資源ごみ</b> びん 金属類 ペットボトル 白色トレイ プラスチック製容器包装 紙製容器包装 	<b>有害ごみ</b> 電池(乾電池、リチウム、ニッケル) 蛍光灯・電球 	<b>ガラス類・化粧びん・陶磁器</b> <b>刃物</b> <b>ライター</b> 
--	--	--

<b>古紙類(新聞紙・雑誌・チラシ・ダンボール)・飲料用紙パック</b> 	<b>粗大ごみ(可燃物)</b> 布製・木製品 プラスチック製品 衣類・玄関マット類 	<b>粗大ごみ(不燃物)</b> 資源ごみや有害ごみに該当しないもの(電気製品・金属複合品など) ※金属類(鍋・フライパン・やかんなど小さいものは金物類(資源ごみ)として出してください。) 
--	---	--

## ●ストックヤード案内図

<b>本巣ストックヤード</b> 住所：山口591番地1 持込日時 毎月第1水曜日・第3日曜日 午前9時～12時(正午) 位置地図 見取図	<b>真正ストックヤード</b> 住所：政田391番地 持込日時 毎月第1・第2・第4日曜日 第4水曜日 該当月第5日曜日(12月を除く) 午前9時～12時(正午) 位置地図 見取図	<b>根尾ストックヤード</b> 住所：根尾大井112番地1 持込日時 毎月第1水曜日・第3日曜日 午前9時～12時(正午) 位置地図 見取図
--	---	--

※ストックヤードに持ち込みできない場合は、戸別回収も行っています。(別途収集運搬料金がかかります。)ご希望の方は下記までお問い合わせください。

■問い合わせ 粗大ごみ受付センター(本巣・糸貴・真正地域) ☎058-323-2622  
 根尾総合支所総務産業課(根尾地域) ☎0581-38-2511

家庭ごみの分け方と出し方(ゴミを出すときのルール)

家庭ごみの分け方と出し方(ゴミを出すときのルール)

# 家庭ごみの分け方と出し方(可燃ごみ・資源ごみ)

庁舎統合に伴い、令和6年7月以降、問い合わせ先が変わりますので広報もつ7月号をご覧ください。

▶ 問い合わせ…生活環境課 ☎058-323-7751

種別	主な例	留意事項	ごみの出し方			
			根尾地域	本巣地域	糸買地域	真正地域
<b>可燃ごみ</b> 	生ごみ、紙くず、紙おむつ	水分を良く切ってごみ袋に入れる。 油は紙・布などで吸い取るか固形材で固める。	本巣市 市指定のごみ袋に入れて出してください。	本巣市 市指定のごみ袋に入れて出してください。	本巣市 市指定のごみ袋に入れて出してください。	本巣市 市指定のごみ袋に入れて出してください。
<b>あきびん</b>	ジュース、お酒、調味料など <small>注意</small> 化粧品・農薬のびんは入れないでください。	中をよくゆすぐ。 袋から出して入れる。	無色、茶色、その他 それぞれの色別コンテナに入れてください。	無色、茶色、その他 それぞれの色別コンテナに入れてください。	無色、茶色、その他 それぞれの色別コンテナに入れてください。	無色、茶色、その他 それぞれの色別コンテナに入れてください。
<b>金物類</b>	アルミ、スチール 空き缶、フライパン・鍋類、缶詰、一斗缶、スプレー缶	使いきってから、穴を開ける。 中をよくゆすぐ。	専用のコンテナに入れてください。	専用のコンテナに入れてください。	専用のコンテナに入れてください。	専用のコンテナに入れてください。
<b>ペットボトル</b>	飲料用、酒類用、しょうゆなど PET <small>※必ずマークを確認してください。</small>	キャップを外す。ラベルを剥がす。 (プラスチック製容器包装) 中をよくゆすぐ。	「ペットボトル」の回収BOXに入れてください。	専用のコンテナに入れてください。	「ペットボトル」の回収BOXに入れてください。	専用のコンテナに入れてください。
<b>プラスチック製容器包装</b>	プラスチック容器類・発泡スチロール(緩衝材)、カップ類・ボトル類・レジ袋・色トレイ	中をきれいに洗う。	「その他プラ」の回収BOXに入れてください。	専用のコンテナに入れてください。	「その他プラ」の回収BOXに入れてください。	「プラスチック製容器包装」の回収BOXに入れてください。
<b>白色トレイ</b>	白色のもの(色トレイは入れない) <small>注意</small> 納豆のトレイは入れないでください。	中をきれいに洗う。	「白色トレイ」の回収BOXに入れてください。	専用のコンテナに入れてください。	「白色トレイ」の回収BOXに入れてください。	「白色トレイ」の回収BOXに入れてください。
<b>紙製容器包装</b>	紙製の容器・紙袋、アルミ箔を用いた飲料用の容器・包装紙 <small>注意</small> 段ボールは入れないでください。	中をきれいに洗う。折り畳んでまとめる。	「紙製容器包装」の回収BOXに入れてください。	「紙製容器包装」の回収BOXに入れてください。	「紙製容器包装」の回収BOXに入れてください。	「紙製容器包装」の回収BOXに入れてください。

## 市では収集しないごみ(ストックヤードへの持ち込みはできません)

<b>廃家電4品目</b>	エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	●小売業者などに引き取ってもらってください。 リサイクル料金・収集運搬料金が必要です。	<b>リサイクル料金(税抜)</b> ・エアコン … 900円 ・テレビ(小) … 1,700円 ・テレビ(大) … 2,700円 ・冷蔵庫・冷凍庫(小) … 3,400円 ・冷蔵庫・冷凍庫(大) … 4,300円 ・洗濯機・衣類乾燥機 … 2,300円 ※メーカーにより若干値段が異なります。	+ 収集運搬料金
<b>パソコンなど</b>	・デスクトップパソコン(パソコン本体) ・ノートパソコン ・ブラウン管(CRT)ディスプレイ ・液晶(LCD)ディスプレイ	●パソコンを購入したメーカーに直接申し込んで引き取ってもらってください。 リサイクル料金・収集運搬料金が必要です。	<b>リサイクル料金(税抜)</b> ・デスクトップパソコン(パソコン本体) … 3,000円 ・ノートパソコン … 3,000円 ・ブラウン管(CRT)ディスプレイ … 4,000円 ・液晶(LCD)ディスプレイ … 3,000円 ※メーカーにより若干値段が異なります。	 ※PCリサイクルのマークがついているパソコンなど(平成15年10月以降に販売されたパソコン)は無料です。
<b>一時多量ごみ</b>	・引っ越し・庭木の刈り込み・改築 ・模様替え・建具・たたみ入れ替え ・その他多量に出るごみ	●請負業者または市の許可を受けた収集運搬業者に依頼してください。	残土、壁土、瓦、土管	
<b>その他</b>	・農機具・バイク・タイヤ ・バッテリー・消火器 ・中身の入っている缶、塗料缶など	●販売業者または専門の処理業者へ依頼してください。 ●農薬の袋・びんなどは農協等で引き取ってもらえます。(実費負担)	中身の入ったペンキ、劇薬、除菌剤、農薬、農機具、消火器、LPガス、LPプロパン、古タイヤ、廃油	
<b>事業系ごみ</b>	・事業活動(事務所・商店・工場など)に伴うごみ	●専門の処理業者または市の許可を受けた収集運搬業者に依頼してください。		



家庭ごみの分け方と出し方(可燃ごみ・資源ごみ)



家庭ごみの分け方と出し方(可燃ごみ・資源ごみ)

# ごみ袋・シール販売

庁舎統合に伴い、令和6年7月以降、問い合わせ先が変わりますので広報もとす7月号をご覧ください。

▶問い合わせ…生活環境課 ☎058-323-7751

## ごみ袋・シール販売

### ごみ袋代金(一般廃棄物処理手数料)

#### ■可燃ごみ袋1セットにつき

大(45ℓ)：1セット20枚入り 1,000円  
 中(30ℓ)：1セット20枚入り 800円  
 小(20ℓ)：1セット20枚入り 600円

#### ■粗大ごみ袋1枚につき

可燃用 400円  
 (1セット5枚入り 2,000円)  
 不燃用 400円  
 (1セット5枚入り 2,000円)

#### ■粗大ごみシール1枚につき

400円(1セット5枚入り 2,000円)



## ごみ袋・シール販売箇所 一覧

根尾地域	
大谷金物店	所商店

本巣地域	
コメリハードアンドグリーン本巣店	ゲンキー文殊店
ファミリーマート本巣木知原店	スーパーマーケットパロー本巣文殊店
セブンイレブン本巣文殊店	トミダヤ本巣店
ファミリーマート本巣文殊店	ファミリーマート本巣曾井中島店
ホームセンターパロー本巣文殊店	V-drug本巣文殊店
ya-mo	

糸貫地域	
乙井屋	ゲンキー糸貫五反田店
ディスカウントドラッグコスモス糸貫店	ファミリーマート本巣上保店
ファミリーマート本巣屋井店	ドラッグストア マツモトキヨシ モレラ岐阜店
ローソン本巣見延店	

真正地域	
ゲンキー真正店	ザ・ビッグエクストラ本巣店
ファミリーマート本巣政田店	DCMカーマ真正店
セブンイレブン本巣宗慶店	ドラッグユタカ真正店
ディスカウントドラッグコスモス真正店	ファミリーマート本巣上真桑店
ファミリーマート真正町店	ミニストップ本巣軽海店
ファミリーマート本巣天神前店	セブンイレブン本巣政田店
モイスチャーショップ翠	ラ・ムー本巣店

その他の地域	
アピタ北方店 ※1	クスリのアオキ北方高屋店
クスリのアオキ北方中央店 ※2	ゲンキー北方中央店
ゲンキー田之上店	スーパーセンタープラント6瑞穂店
DCMカーマ2 1 瑞穂店	デイリーヤマザキ北方ハイタウン店
ドラッグユタカ北方芝原店	V-drug北方中央店
V-drug穂積本田店	ホームセンターパロー北方店

※ごみ袋・シールは、市役所各庁舎でも購入できます。 ※売り切れの場合もありますので、あらかじめご了承ください。

※1 粗大ゴミ袋・シール販売は行っていません。

※2 シール販売は行っていません。

# し尿の汲み取り

庁舎統合に伴い、令和6年7月以降、問い合わせ先が変わりますので広報もとす7月号をご覧ください。

▶問い合わせ…生活環境課 ☎058-323-7751

## し尿汲み取り日程一覧

し尿の汲み取りについては、下記の日程で実施します。地域ごとに連絡先(市許可業者)が異なりますのでご注意ください。

### 注意事項

- 指定日以外の汲み取りは、追加料金を徴収する場合があります。
- 汲み取り料金を滞納されますと、汲み取りを停止する場合があります。
- 汲み取りを中止する場合は、市の許可業者へ直接連絡してください。

### 市許可業者連絡先

#### 根尾地域

有岐北 各務原市各務西町1丁目232番地 ☎058-370-8448

#### 本巣・糸貫地域

株富士 本巣郡北方町小柳1丁目14番地 ☎058-323-0485

#### 真正地域

東海環境事業株 本巣市下福島308番地 ☎058-324-0747

## 根尾地域

毎月最終金曜日に実施します。お急ぎの場合は電話連絡をお願いします。

## 本巣地域

地域名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
日当・金原・佐原・神海	1(月)	2(木)	3(月)	1(月)	2(金)	2(月)	1(火)	1(金)	2(月)	6(月)	3(月)	3(月)
神海	4(木)	9(木)	6(木)	4(木)	6(火)	5(木)	4(金)	7(木)	5(木)	9(木)	6(木)	6(木)
木知原・川内・木倉	8(月)	13(月)	10(月)	8(月)	9(金)	9(月)	8(火)	11(月)	9(月)	14(火)	10(月)	10(月)
山口・向道・東川原	11(木)	16(木)	13(木)	11(木)	20(火)	12(木)	11(金)	14(木)	12(木)	17(金)	14(金)	13(木)
辻屋・法林寺	15(月)	20(月)	17(月)	16(火)	23(金)	17(火)	17(木)	18(月)	16(月)	21(火)	18(火)	17(月)
西之門・中島・川西・西川原	18(木)	23(木)	20(木)	19(金)	27(火)	20(金)	21(月)	21(木)	19(木)	24(金)	21(金)	21(金)
中谷・武備・宝珠・南当門団地・上新町・新町	22(月)	27(月)	24(月)	23(火)	30(金)	26(木)	24(木)	25(月)	23(月)	28(火)	27(木)	25(火)

## 糸貫地域

地域名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
高砂町 1-1 1-2	1(月)	2(木)	3(月)	1(月)	2(金)	2(月)	1(火)	1(金)	2(月)	6(月)	3(月)	3(月)
高砂町 2・3・5	2(火)	7(火)	4(火)	2(火)	5(月)	3(火)	3(木)	5(火)	3(火)	7(火)	4(火)	4(火)
高砂町 4・6 北野・春近	4(木)	9(木)	6(木)	4(木)	6(火)	5(木)	4(金)	7(木)	5(木)	9(木)	6(木)	6(木)
仏生寺	5(金)	10(金)	7(金)	5(金)	8(木)	6(金)	7(月)	8(金)	6(金)	10(金)	7(金)	7(金)
石原・天神・郡府	8(月)	13(月)	10(月)	8(月)	9(金)	9(月)	8(火)	11(月)	9(月)	14(火)	10(月)	10(月)
早野・ひばり町	9(火)	14(火)	11(火)	9(火)	19(月)	10(火)	10(木)	12(火)	10(火)	16(木)	13(木)	11(火)
上保・三橋(北部)	11(木)	16(木)	13(木)	11(木)	20(火)	12(木)	11(金)	14(木)	12(木)	17(金)	14(金)	13(木)
三橋	12(金)	17(金)	14(金)	12(金)	22(木)	13(金)	15(火)	15(金)	13(金)	20(月)	17(月)	14(金)
長屋・糸貫更屋敷・随原・有里	15(月)	20(月)	17(月)	16(火)	23(金)	17(火)	17(木)	18(月)	16(月)	21(火)	18(火)	17(月)
見延	16(火)	21(火)	18(火)	18(木)	26(月)	19(木)	18(金)	19(火)	17(火)	23(木)	20(木)	18(火)
北屋井・南屋井・数屋	18(木)	23(木)	20(木)	19(金)	27(火)	20(金)	21(月)	21(木)	19(木)	24(金)	21(金)	21(金)
小弾正・南出・中野	19(金)	24(金)	21(金)	22(月)	29(木)	24(火)	22(火)	22(金)	20(金)	27(月)	25(火)	24(月)
石神・上高屋	22(月)	27(月)	24(月)	23(火)	30(金)	26(木)	24(木)	25(月)	23(月)	28(火)	27(木)	25(火)

## 真正地域

地域名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
東町・緑町・北町・八ツ又 旦内北・旦内南・本郷・西町 宗慶・小柿	8(月)	13(月)	10(月)	8(月)	5(月)	9(月)	16(水)	11(月)	9(月)	15(水)	10(月)	10(月)
住吉・曲り田・神明・大門・西軽海・軽海 十四条・下福島・温井・国領・浅木・海老 溝口・清水・東村・竹後・政田更屋敷	10(水)	15(水)	12(水)	10(水)	7(水)	11(水)	17(木)	13(水)	11(水)	16(木)	12(水)	12(水)

## 妊娠したら

### 妊娠の届出・母子健康手帳の交付(要予約)

医療機関で妊娠と診断されたら、保健センターに妊娠の届出を行ってください。届出時には、マイナンバーの提示が必要となりますので、マイナンバーカード等の個人番号が分かる書類と運転免許証など顔写真付きの身分証明書をご持参ください。また、やむを得ない理由で、妊婦本人が届出することが困難な場合は、別途書類が必要です。[詳しくは市ホームページや、市子育て支援サイトのもといくネットでご確認ください]

妊娠の届出と同時に母子健康手帳を交付し、妊娠中の健康管理についての相談を行います。経産婦の方は、今までに出産したお子さんの母子健康手帳もご持参ください。なお、交付には時間(約40分)を要しますので必ず事前に予約し、お越しください。

### 妊婦健康診査

市内在住の妊婦を対象に、妊娠中の健康管理とその費用の一部助成のために、妊婦健康診査受診票を交付します。妊娠届出時に交付しますので、届出は早めをお願いします。

### 転入した人へ

転入した妊産婦は、市役所への転入手続き後、保健センターへ申し出てください。妊産婦健康診査受診票などの差し替えが必要です。

### マタニティ相談・訪問

妊娠中期を目処に、マタニティアンケートを送付します。妊娠中の体の変化や胎児の発育について記入し、返送してください。

妊婦と生まれてくる赤ちゃんの健康のために、また妊娠中の生活を健やかに過ごして出産を迎えるために、妊娠中の健康管理の方法や食生活などについて相談できます。返送されたアンケートや妊婦健康診査の結果を元に、助産師などが電話相談を行います。



## 乳幼児健診・教室

子どもは、新生児期から乳児期、また幼児期へと生まれてからわずか数年の間に心身ともにめざましい発達を遂げます。発達の大切な時期に下記のとおり、乳幼児健診・教室を行いますので、お越しください。

健診・教室は、受付後2時間30分から3時間程度かかります。

乳幼児健診・教室の日程は、市ホームページやもといくネットでご確認ください。

(※4月1日生まれの人は、3月生まれに含みます)

年月齢	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	1歳 6か月頃	3歳 前半
教室		赤ちゃん教室				7か月児教室							
健康診査			4か月児健診						10か月児健診			1歳6か月児 健診	3歳児 健診

### 赤ちゃん教室

この教室では、赤ちゃんの発達について学び合います。また、これから受ける乳幼児健診・教室のための問診票を配布し説明を行います。

乳幼児健診・教室の日程は、市ホームページやもといくネットでご確認ください。



## 赤ちゃんが生まれたら

### ①まずは出生届

赤ちゃんが生まれたら、生まれた日を含めて14日以内に市役所に出生届を出しましょう。また、乳幼児医療費助成制度などの手続きが必要です。

### ②低体重児の届出

生まれた赤ちゃんの体重が2,500g未満の場合は、届出が必要です。届出時には、産婦と生まれた赤ちゃんのマイナンバーの提示が必要となりますので、マイナンバーカードまたは通知カードと運転免許証等顔写真付きの身分証明書をご持参ください。また、やむを得ない理由で、産婦本人が届出することが困難な場合は、別途書類が必要です。[詳しくは市ホームページや、もといくネットでご確認ください]

### ③産婦電話相談

赤ちゃんが生まれたら、保健センターよりご連絡します。産後の体調や授乳、赤ちゃんのことなど、お気軽にご相談ください。

### ④赤ちゃん訪問

助産師、保健師等が家庭訪問し、発育や生活環境、疾病予防、母乳、育児相談などを行います。出生届出時にお渡しした赤ちゃん訪問アンケートを返送してください。

### ⑤産婦健康診査

市内在住の産婦を対象に産後の健康管理とその費用の一部補助するために、産婦健康診査受診票(産後2週間と産後1か月の2回)を交付します。受診票は妊娠届出時に交付します。

### ⑥産後ケア

産後は、赤ちゃんとの生活に慣れるまで、緊張や疲れが出やすい時期でもあります。体調や育児に不安や心配のある産婦も安心して子育てができるよう、心身のケアや育児サポートが受けられます。出産後1年までの産婦と赤ちゃんで、市内に住民登録がある人が対象です(市内に住民登録がある人は、里帰り先での産後ケアも対象)。

利用前に申請が必要です。事前に保健センターにご連絡ください。

### 乳幼児個別相談および発達相談のご案内

保健センターで、子育て相談を行っています。発達・育児・予防接種などお気軽にご相談ください。

※ 事前に電話で予約してください。  
持ち物…母子健康手帳・育児手帳(お持ちの人)・子どもノート(お持ちの人)

### 乳幼児相談日

保健センター 随時・予約制

### 発達相談日

保健センター 随時・予約制

## 新生児聴覚(赤ちゃんの耳の聞こえ)検査事業

新生児聴覚検査は耳の聞こえにくさを早期に発見し、できるだけ早い段階で適切な療育を受けられるようにするための検査です。市内に住民登録がある赤ちゃんを対象に、費用の一部を助成するため新生児聴覚検査受診票を交付します。受診票は妊娠届出時に交付します。

### 子育て世代包括支援センター

妊娠、出産子育てに関するさまざまな疑問、悩みについて保健師、助産師などがご相談に応じます。また、必要に応じて他の専門職や関係機関と連携しながら、総合的に支援します。お気軽にご利用ください。

#### ■相談日および時間

平日 午前8時30分～午後5時15分

#### ■場所

本巢保健センター、真正保健センター

### 本巢市子ども家庭総合支援センター

子育てに関する悩みなど  
お気軽にお電話ください。

★子ども家庭支援員  
が相談に応じます



本巢市役所 真正分庁舎 福祉敬愛課 児童福祉係  
☎058-323-7752 平日 午前8時30分～午後5時15分

## 不妊でお悩みの人へ

### 本巢市特定不妊治療費助成事業

市では、特定不妊治療(体外受精・顕微授精)を受けている夫婦に対し、治療に要する費用の一部を助成します。

- 対象者 ①法律上の婚姻をしている夫婦  
②夫または妻のいずれか一方または両方が、申請日の1年以上前から引き続き市内に住所を有する人
- 助成額 1会計年度あたり20万円まで(通算5会計年度)
- 対象治療 特定不妊治療(体外受精・顕微授精)  
特定不妊治療の一環として行った男性不妊治療(精子を精巣または精巣上体から採取するための手術)
- 対象医療費 保険外診療である特定不妊治療費の自己負担分
- 対象医療機関 指定医療機関
- 申請受付期間 治療の終了した日の属する年度内に申請してください。

※申請時の必要書類など詳細は、市ホームページや、もといくネットでご確認ください。



### ▶問い合わせ…

真正保健センター ☎058-320-0153  
本巢保健センター ☎0581-34-5028

## 予防接種(法律による定期の予防接種)

### 乳幼児期に接種するもの

対象疾病と回数		対象者(対象年齢)
ロタウイルス感染症	ロタリックス2回、 またはロタテック3回	ロタリックス 生後6週から24週0日までの間にある人 ロタテック 生後6週から32週0日までの間にある人
B型肝炎	3回	1歳に至るまでの間
小児の肺炎球菌感染症	初回(3回)追加(1回) ※開始月齢により異なります。	生後2月から生後60月に至るまでの間にある人
ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・Hib感染症 (令和6年4月1日から5種混合ワクチンとして定期化)	1期初回(3回)  追加(1回)	生後2月から生後90月に至るまでの間にある人
結核	1回	1歳に至るまでの間にある人
麻しん風しん	1期(1回)	生後12月から生後24月に至るまでの間
	2期(1回)	5歳以上7歳未満の人であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間(年長時期) ※個別にご案内します。
水痘	2回	生後12月から生後36月に至るまでの間
日本脳炎	初回(2回)追加(1回)	生後6月から生後90月に至るまでの間

### 就学中(小学校・中学校・高校もしくはそれに該当する年齢)に接種するもの

対象疾病と回数		対象者(対象年齢)
ジフテリア・破傷風	1回	11歳以上13歳未満の人 ※個別にご案内します。
日本脳炎	2期(1回)	9歳以上13歳未満の人 ※平成17年の積極的勧奨の差し控えにより、次の人も対象となりますので、接種を希望される人は、保健センターまでお問い合わせください。 ・平成19年4月1日までに生まれた20歳未満の人で、1期、2期の接種を受けられなかった人
ヒトパピローマウイルス感染症 (子宮頸がん予防)	2回または3回 ※接種開始年齢により異なります。	小6～高1相当の女子 ※個別にご案内します。 ※積極的な勧奨を差し控えている間に定期接種の対象であった人(平成9年4月2日～平成20年4月1日生)は、令和4年4月から令和7年3月まで定期として接種可能です。

## 子育て支援施設

▶問い合わせ…各子育て支援センター/子どもセンター

各センターでは、自由遊びや育児相談ができるほか、さまざまな行事を開催しています。詳細は各センター発行の通信をご確認ください。通信は「もといくネット」にも掲載しています。もといくネット(<https://moto-iku-net.com/>): トップページ▶支援・サポート▶子育て支援センター/子どもセンター

### 子育て支援センター

■開館時間 午前9時～正午、午後1時～3時 ■休館日 土日祝日

センターの名称	問い合わせ先	利用対象者
本巢・根尾子育て支援センター	曾井中島1429番地2 (本巢幼児園内) 0581-34-5011	市内在住の就学前の未就園児およびその保護者 ならびに妊娠中の人
糸貫子育て支援センター	見延698番地 (糸貫西幼児園内) 058-322-0015	
真正子育て支援センター	政田2206番地 080-2590-0024	

### 子どもセンター

■開館時間 午前9時～午後5時(午後4時45分より片付け) ■休館日 月曜日(祝日の場合は翌日)

センターの名称	問い合わせ先	利用対象者
子どもセンター	見延701番地 058-324-2017	市内在住の0歳から18歳までの児童とその保護者 ※乳幼児は、保護者の付き添いが必要

# 成人健診(検診)など

庁舎統合に伴い、令和6年7月以降、問い合わせ先が変わりますので広報もとす7月号をご覧ください。

▶問い合わせ…真正保健センター ☎058-320-0153  
本巢保健センター ☎0581-34-5028

健康診査・検診の受診票、案内は、受診歴等を基にお送りします。今までに本巢市で受診したことがない人は、保健センターにご相談ください。なお、がん無料検診対象の人には、受診歴に関わらずクーポン券付き受診票が届きます。

## 令和6年度保健事業日程(予定)

健(検)診名	対象者	実施月	場 所	内容および注意事項	自己負担金
節目健康診査	20歳から65歳までの5歳刻み	4月・5月頃 8月・12月頃	市内公共施設	①問診②身体計測・腹囲計測③尿検査④血圧測定⑤診察⑥血液検査⑦心電図検査⑧糖尿病検査(40・50歳)⑨肝炎ウイルス検診(40歳以上の検査歴なしの人)⑩歯科検診(20・30・40・50・60歳)⑪骨粗しょう症検査(40歳以上の女性のみ)⑫腹部超音波検査 ※健診時間は2~4時間程	3,000円
青年健康診査	19歳~39歳の人	6月~9月頃	指定医療機関	①問診②身体計測・腹囲計測③尿検査④血圧測定⑤診察⑥血液検査⑦心電図検査	1,500円
ぎふ・すこやか健康診査	75歳以上の人(昭和24年9月30日以前に生まれた人)	6月~9月頃	指定医療機関	①問診②身体計測③尿検査④血圧測定⑤診察⑥血液検査⑦心電図検査	500円
胃がん検診	40歳以上の人(推奨:50歳以上69歳以下)	7月~11月頃(胃がん検診と肺がん検診は同日実施です)	市内公共施設	問診・胃部エックス線撮影(バリウム) ※便秘気味の人や高齢者は主治医にご相談するなど受診を慎重に検討してください。当日の体調によっては受診をお断りする場合があります。	1,000円
肺がん検診(胸部レントゲン検診を含む)	40歳以上の人(推奨:40歳以上69歳以下)			問診・胸部エックス線撮影 ※喀痰検査は、問診で必要と判断された人の中で希望者のみ対象となります。	40~64歳 700円 65歳以上 無料 喀痰検査(希望者のみ) 700円
大腸がん検診	40歳以上の人(推奨:40歳以上69歳以下)	10月~11月頃	指定医療機関	問診・便潜血反応検査(2日法)	700円
乳がん検診	30歳以上の女性で令和5年度に受診していない人(推奨:40歳以上69歳以下の女性)	5月~12月頃	市内公共施設 指定医療機関	問診・超音波検査・マンモグラフィ(乳房エックス線撮影) 2年に1回の受診です。マンモグラフィが必須となりますので、超音波検査のみの受診はできません。	700円
子宮頸がん検診	20歳以上の女性で令和5年度に受診していない人(推奨:20歳以上69歳以下の女性)	6月~11月頃	指定医療機関	問診・診察・子宮頸部細胞診検査 2年に1回の受診です。	1,500円
特定健康診査	40~74歳で令和6年4月1日現在、本巢市の国民健康保険に加入しており、かつ健診受診当日も本巢市の国民健康保険に加入している人	6月~9月頃(40歳~74歳)	指定医療機関	詳細は、各保健センターにお問い合わせください。 ※本巢市の国民健康保険以外の医療保険に加入している人は加入先にお問い合わせください。	1,000円

※年齢は令和7年3月31日の満年齢です。  
※受診を特に推奨する者に該当しない場合であっても受診は可能です。

※上記の各種健(検)診は、健康ポイントの対象です。

## 健康相談のご案内

健診後の生活改善や心身などの心配ごとなどについて相談を希望する人は、下記の相談日をご利用ください。

- 相談日 毎週月曜日(祝日除く)
- 時 間 午後4時~4時30分
- 場 所 保健センター

※上記以外の日時でも相談は行いますので、気軽にお問い合わせください。

## 精神保健相談のご案内

相談を希望する人は岐阜県と本巢市のホームページをご確認ください。

## 風しんの追加的対策

公的な予防接種を受ける機会がなかった年代の抗体保有率が低いことから、令和元年度から段階的に実施してきた風しん抗体検査と予防接種が、令和6年度まで延長されます。

**対象者** 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性  
**実施期間** 令和7年2月28日まで  
(配布済みの冊子は、令和7年3月31日までとなっていますが、正しくは、令和7年2月28日までとなります。)

**費用** 無料

- クーポン券を利用して、まず抗体検査を受けます。その結果、十分な量の抗体がない人は定期接種の対象になります。
  - 勤め先の事業所健診や特定健診で抗体検査を受けることができます。
  - 抗体検査および予防接種は、この事業に参加している全国の医療機関で受けることができます。
- ※令和4年4月に送付してあるクーポン券を使用することができます(クーポンの有効期限が過ぎていても使用できます)。

## 休日急患診療所

休日などに急病でお困りの場合は、休日急患診療所をご利用ください。

- 診療日 国民の祝日に関する法律に規定する休日(1月1日を除く)、日曜日、祝日、1月2日、1月3日、8月15日
- 診療科目 内科・小児科
- 診療時間 午前9時~午後4時(正午~午後1時 昼休憩あり)
- 住 所 北方町北方3219-25(北方警察署東) ☎058-323-0523
- 受付時間 午前9時~11時30分 午後1時~3時30分



## 夜間・休日の病院案内

救急安心センター(24時間365日対応)をご利用ください。

- (1)電話で#7119を押す
- (2)つながらない場合は、☎058-265-0009

## 献血のお知らせ

日程は、岐阜赤十字血液センターのホームページでご確認ください。

- お願い**  
献血手帳または献血カードをお持ちの方はご持参ください。お持ちでない場合は、受付時に「本人確認」をしますので、本人確認の可能なもの(運転免許証など)をご持参ください。  
血液は一年を通して不足気味な状態です。皆さんの善意による献血をお待ちしています。

## 高齢者の予防接種 ※自らの意思と責任で接種を希望する場合のみ行う予防接種です。

対象疾病と回数	対象者(対象年齢) ※個別にご案内します
インフルエンザ 1回	・65歳以上の人 ・60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がい有する人およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活のほとんどが不可能な程度の障がい有する人
高齢者の肺炎球菌感染症 1回	・65歳の人(65歳以上66歳未満) ・60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がい有する人およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活のほとんどが不可能な程度の障がい有する人 ※ただし、既に23価肺炎球菌多糖体ワクチンを1回以上接種したことがある人は、定期の予防接種の対象とはなりません。

# 障がい者福祉サービス

庁舎統合に伴い、令和6年7月以降、問い合わせ先が変わりますので広報もとす7月号をご覧ください。

▶問い合わせ…福祉敬愛課 障がい福祉係 ☎058-323-7752

## 障害者手帳などの交付

障がいのある人が各種の援助や相談を受けるための身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を行います。

### 申請に必要なもの

**身体障害者手帳**：指定医師による診断書(指定の様式)、本人の顔写真(縦4cm×横3cm)、申請者本人のマイナンバーカード

**療育手帳**：本人の顔写真(縦4cm×横3cm)、申請者本人のマイナンバーカード

**精神障害者保健福祉手帳**：精神保健指定医師その他精神障がいの診断または治療に従事する医師による診断書(指定の様式)または障害年金証書など、本人の顔写真(縦4cm×横3cm)、申請者本人のマイナンバーカード

## 障がい者(児)の手当

精神または身体に障がいのある在宅の障がい者(児)などに対し手当を支給します。

### 対象者

**特別障害者手当**：著しく重度の障がいがあるため常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の障がい者

**障害児福祉手当**：著しく重度の障がいがあるため常時の介護を要する在宅の20歳未満の障がい児

**特別児童扶養手当**：中度以上の障がいがある20歳未満の児童を養育している人

※いずれも認定基準や所得制限などの受給要件があります。

## 障害福祉サービス・地域生活支援事業

障がいのある人が地域で自立した生活を営むことができるよう各種サービスを提供します。

**障害福祉サービス**：介護給付、訓練等給付 など

**障害児給付**：通所給付、入所給付 など

**地域生活支援事業**：日常生活用具(パルスオキシメーター、電気式たん吸引器、蓄便袋・蓄尿袋など)の給付、意思疎通支援、移動支援、日中一時支援 など

## 補装具費の支給

身体上の障がいを補うために、補装具(補聴器、義肢、車椅子など)の購入・貸与・修理費の助成を行います。

## 自立支援医療

### <更生医療>

身体上の障がいに対し、日常生活能力などの回復。または障がいの軽減、改善をするために必要な医療費の一部を公費で負担します。自己負担額は、原則、費用の1割です。

### <精神通院>

精神障がい者の通院医療費に要する費用のうち、「医療保険分と自己負担の1割分」を除く費用を公費で負担します。自己負担額は、原則、費用の1割です。

### <育成医療>

18歳未満の身体に障がいのある児童で、指定の医療機関の医師が、手術により治療が期待できると認めた場合、医療費の自己負担金の一部を公費で負担します。自己負担額は、原則、費用の1割です。

※いずれも所得などに応じた減免制度があります。

## その他助成制度

- 自動車改造費用の助成
- 自動車運転免許取得費用の助成
- 重度身体障がい者介助用自動車購入・改造費用の助成
- ニュー福祉機器購入費助成
- 難聴児補聴器購入費等助成
- 理髪サービス事業
- 紙おむつ購入費助成事業
- 重度障がい者タクシー利用助成事業
- 要電源重度障がい児者災害時等非常用電源装置等購入費補助

※いずれも認定基準や所得制限などの受給要件があります。

## 相談支援

本人や家族が地域の中で安心して生活できるよう、各種相談支援を行います。

名称	窓口	連絡先
障害者基幹相談支援センターえがお(障害者虐待防止センター)	福祉敬愛課内	☎ 058-323-1145 FAX 058-323-1144 E-mail egao@city.motosu.lg.jp
精神保健福祉相談会(月1回、要予約)	福祉敬愛課	☎ 058-323-7752

# 高齢者福祉サービス

庁舎統合に伴い、令和6年7月以降、問い合わせ先が変わりますので広報もとす7月号をご覧ください。

▶問い合わせ…福祉敬愛課 高齢福祉係 ☎058-323-7754

## 高齢者の生活支援

高齢者が地域全体に支えられながら、安心した生活を送ることができるよう、さまざまな支援を行っています。

- 紙おむつ購入費の助成
- ねたきり老人等介護者慰労金の支給
- 理髪サービス利用料の助成
- 緊急通報装置の貸与
- 救急医療キットの支給
- 雪害対策費(雪下ろし・庇補強)の補助
- 生活管理指導短期宿泊事業
- 高齢者タクシー利用助成
- シニア元気いきいき支援(温泉入浴券等の交付)
- 認知症高齢者等位置情報検索サービス利用料の助成
- 認知症高齢者等見守りシールの交付
- 認知症高齢者等個人賠償責任保険の加入

## 相談支援

本巣市地域包括支援センターは、もとす広域連合の委託を受けた**公的な高齢者の総合相談窓口**です。

「介護保険サービスを利用したい」「最近思うように動けなくなった」「悪質な訪問販売の被害に遭って困っている」「虐待に遭っている」「近所の一人暮らしの人が心配」などさまざまな相談を受け付けています。

■問い合わせ 本巣市地域包括支援センター  
☎058-324-5166  
下真桑1199番地1  
(真正老人福祉センター内)

本巣市成年後見支援センターは、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人が成年後見制度を円滑に利用できるよう相談支援を行います。市では、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職が所属している一般社団法人 ぎふ権利擁護センターに外部委託しています。

■問い合わせ 本巣市成年後見支援センター  
真正分庁舎 福祉敬愛課内  
☎058-323-7754

一般社団法人 ぎふ権利擁護センター  
☎090-8457-9800  
山県市高富1238番地1

## 介護保険制度とは

介護保険制度は、40歳以上の全員が加入し、介護や支援が必要となった人を社会全体で支援する仕組みです。

本巣市では、瑞穂市、北方町と合同で「もとす広域連合」を設置し運営しています。

## 介護保険に加入するのは

年齢によって加入の仕方は2種類に分かれ、介護サービスを利用できる条件も異なります。

### ●65歳以上の人は…「第1号被保険者」

一人ずつに被保険者証が交付され、介護が必要であると認定された人(どんな病気やけががもとで介護が必要になったかは問われません)が介護サービスを利用できます。

### ●40歳～64歳の人は…「第2号被保険者」

特定疾病により、介護が必要であると認定された人が介護サービスを利用できます。

## 介護サービスを利用するためには

まずは介護保険の認定申請をしてください。申請の窓口は、もとす広域連合、市役所の各分庁舎です。地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・介護保険施設などに、申請を代行してもらうこともできます。

### ◆申請に必要なもの

- 介護保険の被保険者証(40歳～64歳の人は健康保険の被保険者証)
- かかりつけ主治医の氏名、病院名、所在地、電話番号
- 医療保険証の記載事項

申請すると、心身の状態を調べるために、本人と家族などへの聞き取りの訪問調査を行い、その結果と主治医の意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査し、介護を必要とする度合い(要介護状態区分)が認定されます。

■問い合わせ もとす広域連合 ☎058-320-2221  
下真桑1000番地  
(真正分庁舎内)



高齢者福祉サービス



障がい者福祉サービス

私たちは災害による危険度(リスク)を0にすることはできませんが、0に近づけることはできます。そのためには日頃から、災害に対する備えが必要です。何が出来るかを自分で考え、できることから実行しましょう。

## 月に一度は家庭防災会議

家族の防災意識を高めるため家庭で防災会議を開きましょう。定期的な話し合いを積み重ねることで、いざというとき、落ち着いて適切な行動がとれるようになります。



### 家族への連絡手段や避難先をチェック！

- 家族が離ればなれになったときの連絡方法を確認しておきましょう。
- 最寄りの避難場所を確認し、経路に危険な箇所がないか、実際に現地を歩いたり、ハザードマップを使って確かめましょう。



避難するときは、大きな字でメモを残すことが大切。

### 一人ひとりの役割分担をチェック！

- 火の元や非常持出の担当などを定めておきましょう。非常時だけの担当ではなく、日常生活の中で、就寝前の火の元確認、防災備蓄品の確認を習慣付けましょう。
- お年寄りや乳幼児がいる場合には、介助・保護担当者を定めておきましょう。近所の協力を得られるとさらに安心です。

### 消火器・救急箱のチェック！

- 消火器の設置場所や使い方を確認しておきましょう。
- 救急箱に必要なものは揃っていますか。また、包帯や三角巾などの使い方を練習してみましょう。

### 非常持出品などのチェック！

- 家族構成を考慮し、わが家に必要な備蓄物資の種類・数量を確認しましょう。
- 備蓄物資の保存状態や賞味期限を定期的に点検し、必要に応じて交換しましょう。

食糧関係
飲料水、レトルト食品や缶詰など (電気、水道などのライフラインは、復旧に時間がかかります。3日間は自立して生活できる準備をしておきましょう)
救急医薬品
常備薬、消毒液、胃腸薬、三角巾、包帯など (常備薬は、日ごろから予備を用意しておきましょう)
衣類・衛生用品
衣類、肌着セット、靴下、軍手など ティッシュ、ウェットティッシュ、生理用品など(乳幼児がいる場合は、おむつ、バスタオルなども用意しておきましょう)
生活用品
携帯ラジオ、携帯電話、懐中電灯、乾電池、マスク、グローブなど
貴重品・その他
現金、通帳類、証書類、健康保険証、免許証、印鑑、メガネ、笛、粉ミルク、アウトドア用品など(現金は小銭があると便利です)

### 家の内外の安全チェック！

- 家具の配置換えや転倒・落下防止対策を行って、家の中の安全なスペースを確保しましょう。
- 家のまわりをぐるっとまわってみましょう。屋根、外壁、塀、プロパンガスボンベなどは大丈夫でしょうか。
- 家(建物)の耐震性を調べてみましょう。



## 地震を知る

- 駿河湾から日向灘沖の領域を震源とする南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率は、70%程度とされています。県が平成25年に発表した「岐阜県南海トラフ巨大地震等被害調査」では、南海トラフ地震が発生した場合、市の最大震度は震度6弱の揺れが予測されています。また、南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価されると、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表され、調査結果によっては、1週間の避難を要することがあります。
- 揖斐川町の北端から根尾地域を横断し関市まで伸びる揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯による内陸直下地震について、県が平成31年に発表した「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果」では、今後30年以内の発生確率は不明とされていますが、市の最大震度は震度6強の揺れが予測されています。

## 「警戒レベル」を用いた避難情報の発令について

集中豪雨や台風などにより、水害や土砂災害などの災害が発生する恐れがあるとき、どの情報をもとにどのタイミングで避難するかを直感的に理解でき、それぞれの状況に応じて避難できるよう、令和元年から、災害発生の危険度と住民の皆さんがとるべき行動を5段階の「警戒レベル」を用いて伝えることになりました。

警戒レベル	本巣市から発出する情報	市民がとるべき行動	気象台から発表される情報			相当する警戒レベル
			降雨関係	危険度分布	氾濫情報	
警戒レベル5	緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保！ ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況です。 ※警戒レベル5 緊急安全確保の発令を待ってはいけません。	大雨特別警報		氾濫発生情報	警戒レベル5相当
警戒レベル4	避難指示	危険な場所から全員避難 ・指定避難所などへ、速やかに避難してください。 ・避難所までの移動が危険と感じたら、自宅の2階など少しでも安全な場所に移動してください。	土砂災害警戒情報	極めて危険	氾濫危険情報	警戒レベル4相当
警戒レベル3	高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難 ・避難に時間がかかる要配慮者(高齢者、乳幼児など)とその支援者は避難を開始してください。	大雨警報 洪水警報	警戒(警報級)	氾濫警戒情報	警戒レベル3相当
警戒レベル2	—	自らの避難行動の確認 ・洪水ハザードマップや土砂災害ハザードマップで、避難経路や避難のタイミングを確認しましょう。	大雨注意報 洪水注意報	注意報(注意報級)	氾濫注意情報	警戒レベル2相当
警戒レベル1	—	災害への心構えを高める ・最新の気象情報などに注意し、災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報(警報級の可能性)	—	—	警戒レベル1相当

### 警戒レベルと警戒レベル相当情報の違い

「警戒レベル」は、市町村が発令する避難情報に付すもので、災害発生の恐れの高まりに応じて住民の皆さんがとるべき行動と当該行動を住民に促す情報とを関連付けるものです。

一方、「警戒レベル相当情報」は、国土交通省、気象庁、都道府県などが発表する防災気象情報に付すもので、住民の皆さんが主体的に避難行動等を判断するための参考となる状況情報です。

市町村では防災気象情報のほか、さまざまな情報を踏まえ避難情報を発令するため、**同じレベル相当の防災気象情報と避難情報の出るタイミングが必ずしも同時になるわけではありません。**

「自らの命は自らが守る」との意識を持って、防災気象情報も参考にしながら、適切な避難行動をとるよう心掛けましょう。